

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可  
毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発

鳥取県 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 公有水面埋立の追認  
土地改良区設立の認可
- ◇公告 船舶の公売公告
- ◇雑報 鳥取食糧事務所の出張所の位置変更

## 告示

### 鳥取県告示第五百十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定により、次のように昭和三十二年十月十一日公有水面埋立の追認をした。

昭和三十二年十月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 一 埋立追認の場所

鳥取市国安字高土手二一〇番地先から二一七番地先まで

### 一 埋立追認の面積

二八坪

### 一 埋立追認の目的

鳥取市上水道第二水源増設に伴う水道用地

### 一 埋立の追認を受けた者

鳥取市長 入江 昶

### 鳥取県告示第五百十七号

岩美郡福部村大字湯山岡野常雄ほか十四人の者から、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、湯山土地改良区設立の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（地盤変動対策）及び定款につき詳細な審査を行った結果右申請を適当と決定した。よつて、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年十月十八日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称  
 (一) 土地改良事業計画書の写  
 (二) 定款の写

二 縦覧の期間  
 昭和三十三年十月十九日から同年十一月七日まで

三 縦覧の場所  
 岩美郡福部村役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百十八号  
 岩美郡福部村大字海士山根重義ほか十四人の者から、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七条第一項の規定により、細川土地改良区設立の認可申請があつ

たので、当該土地改良事業計画(地盤変動対策)及び定款につき詳細な審査を行った結果、右申請を適当と決定した。

よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十三年十月十八日  
 鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称  
 (一) 土地改良事業計画書の写  
 (二) 定款の写

二 縦覧の期間  
 昭和三十三年十月十九日から同年十一月七日まで

三 縦覧の場所  
 岩美郡福部村役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百十八号  
 岩美郡福部村大字海士山根重義ほか十四人の者から、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七条第一項の規定により、細川土地改良区設立の認可申請があつ

公 告

鳥取県所有の船舶を次のとおり一般競争入札により売却するので買受希望者は現品及び入札心得書熟覧の上入札されたい。

昭和三十三年十月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 入札物件
  - 帆船 隼丸(漁業取締船)
  - 船舶番号 六五六七六
  - 漁船登録番号 ㊦㊦二二二四六
  - 総屯数 三三屯八一
  - 機関の種類及び馬力 焼玉機関 一〇五馬力
- 二 物件の所在地  
 鳥取港(鳥取市賀露町)
- 三 入札の場所及び日時  
 場所 鳥取市東町 鳥取県庁水産課

日時 昭和三十三年十月二十五日

午前 七時〇分入札  
 午前 十一時十分開札

- 四 入札資格  
 鳥取県会計規則第七十五条に抵触しないもの
- 五 入札保証金  
 入札金額の百分の五以上
- 六 入札心得書及び契約条項は水産課に備付
- 七 下見の日時場所  
 日時 昭和三十三年十月二十二日 午後一時  
 場所 鳥取市賀露町 渡辺旅館前に集合

雑 報

昭和三十三年十月十八日  
 鳥取食糧事務所長 坂 田 久 二  
 出張所の位置変更について  
 当所管内出張所の位置を次の通り変更した。

青谷出張所

一 移転月日 昭和十二年十月一日  
二 位 置 美高郡青谷町大字青谷

# 鳥取県公報

鳥取県公報 昭和十二年十月十八日 金曜日 第286号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

印刷所 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町